

埼玉県東部地域医療構想調整会議構成委員

埼玉県東部地域医療構想調整会議要綱第3条の規定		選任する者	人数
委員	医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・春日部市医師会長 ・越谷市医師会長 ・吉川松伏医師会長 ・草加八潮医師会長 ・三郷市医師会長 	計5名
	歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・東埼玉歯科医師会長 	1名
	薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・草加市薬剤師会長 	1名
	看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県看護協会から推薦された者 	1名
	病院団体	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県病院団体協議会から推薦された者 	2名以内
	公的医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・春日部市立医療センター、草加市立病院及び越谷市立病院の各代表者(病院団体から推薦があった者は、それを兼ねることとする。) 	計3名
	医療保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県保険者協議会から推薦された者(国民健康保険の保険者代表を含む。) 	2名以内
	市町の保健部門の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・春日部市保険部長 ・草加市健康福祉部長 ・越谷市保健医療部長 ・八潮市健康福祉部長 ・三郷市スポーツ健康部長 ・吉川市健康長寿部長 ・松伏町すこやか子育て課長 	計7名
	保健所長	<ul style="list-style-type: none"> ・春日部保健所長、草加保健所長及び越谷市保健所長 	計3名
	各医療機能を有する医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・各機能(高度急性期、急性期、回復期及び慢性期)の主要な病院の代表者 	計4名以内
議事内容に応じて、適宜、招請する者	(例) <ul style="list-style-type: none"> ・市町の在宅医療(各市町地域包括ケアシステム担当部門)関係職員 ・救急医療関係者(消防関係者(救急)等) 	必要数	

※任期:令和4年6月1日から令和6年5月31日まで